

市の支援策を活用して売上・利益をUP!

三次市版

小規模事業者 持続化補助金



補助上限

30万円

補助率

$\frac{1}{4}$

三次市独自の補助金制度です。自ら策定された経営計画に基づき、売上向上や販路拡大に取り組む小規模事業者の皆さまをバックアップします。皆さまの意欲的な挑戦を応援します。

対象となる経費

01

設備の新增設



【対象設備】

- ・建物附属設備
- ・機械装置
- ・運搬具
- ・工具器具及び備品

※全て固定資産税の課税対象
となる償却資産であること

【取得価格】

20万円以上（※1設備あたり）

02

店舗・事業所改修



【対象建物】

固定資産税の課税対象
（営業用）であること

【経費規模】

50万円以上

03

デジタル マーケティング



【補助対象経費】

- ・Webサイト構築・改修費
- ・コンテンツ制作費
- ・インターネット広告費

申請窓口

○事業所の所在地が**旧三次市**の事業者▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ **三次商工会議所**（三次市三次町1843-1）

○事業所の所在地が**旧三次市以外**の事業者 ▶ **三次広域商工会 本所**若しくは**各支所**

（本所：三次市三良坂町三良坂5042-1）

※申請窓口は三次市ではありません。

※三次広域商工会の各支所窓口につきましては、曜日によっては閉所していますので、事前にご確認ください。

制度の詳細は裏面をご確認ください

三次市小規模事業者持続化補助金 詳細

1 設備の新設及び増設に要する経費

区分	内容・詳細
対象設備	固定資産税の課税対象となる償却資産であること。（建物附属設備、機械装置、運搬具、工具器具及び備品）
	1 設備当たりの取得価額から消費税及び地方消費税相当額を控除した額が 20万円以上 であること。
	市内の事業所に新設又は増設されるものであること。
制限事項	補助対象者が単独で所有していること。（※リース契約は対象外）
	汎用性の高いもの及び自動販売機は対象外
	太陽光発電設備及びその関連設備は対象外
	自動車税又は軽自動車税が課税されるものは対象外
発注先	原則として市内に本店又は本社がある事業者が発注すること。（※市長が認める場合を除く。）
期間要件	補助金交付決定日の属する会計年度の2月末日までに設置を完了すること。

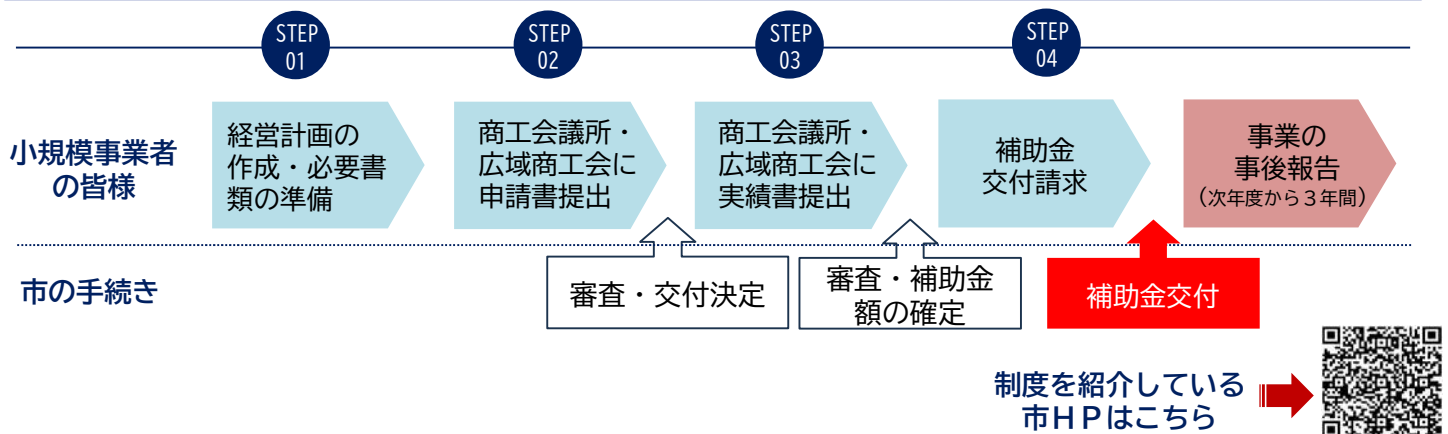
2 事業所の改修に要する経費

区分	内容・詳細
経費規模	補助対象者が単独で所有していること。
対象建物	本市の固定資産税の課税対象（営業用）であること。
改修内容	建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく改修工事であること。
発注先	法人：市内に本店を有すること。個人事業主：市内に住民登録及び主たる事業所を有すること。
金額要件	改修に要する経費から消費税及び地方消費税相当額を控除した額が 50万円以上 であること。
期間要件	補助金交付決定日の属する会計年度の2月末日までに改修を完了すること。

3 デジタルマーケティングに要する経費

項目	補助対象経費	補助対象外経費
Webサイト構築・改修費	Webサイトの新規制作費、リニューアル経費、ECサイトの構築・導入費	・ハードウェア費用 ・通信インフラ費用 ・人件費 ・運用費
コンテンツ制作費	写真撮影・素材購入費、動画制作費、バナー制作・画像編集費	
インターネット広告費	リスティング広告、SNS広告（Facebook, Instagram, LINE, X等）、動画広告（YouTube等）、バナー広告等の出稿料	

手続きの流れ



【お問合せ先】 三次市 産業振興部 商工観光課

（〒728-8501 三次市十日市中2丁目8番1号 ※本館4階）

電話 0824-62-6171（月～金 9:00～17:00（土・日・祝日を除く））

FAX 0824-64-0172 E-mail shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp